



中合百貨店発行の商品券をお持ちのお客様へ

各種商品券の利用終了についてのお知らせ

この度、中合福島店の令和2年8月31日営業終了に伴い、中合各店にて発行いたしました各種商品券の利用を以下の通り終了させていただきます。当該商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までにご利用いただきますようお願い申し上げます。

商品券名	中合商品券 中合福島店・三春屋店	中合全国百貨店共通商品券 中合福島店・三春屋店・棒二森屋店・十字屋山形店 ・清水屋店・会津店
券面	 ※1	
利用終了日	令和2年6月30日(火)	令和2年11月30日(月)
利用可能店舗	中合福島店・サテライトショップ会津店(7月31日営業終了) ダイエー各店※2・やまき三春屋店	中合福島店・サテライトショップ会津店(7月31日営業終了) 百貨店協会加盟百貨店・やまき三春屋店

※1上記券面以外の中合商品券をお持ちのお客様はお問合せ窓口にご相談ください。

※2ダイエー各店では中合福島店商品券のご利用のみとなります。

『中合全国百貨店共通商品券』については、中合福島店の営業終了(令和2年8月31日)後も、引き続き令和2年11月30日(月)まで他の百貨店様でご使用になれます。

なお、上記期限までに使用されなかった商品券につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを予定しております。お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

記

払戻を行う発行者	株式会社 中合	
払戻対象	中合商品券	中合全国百貨店共通商品券
	中合福島店・三春屋店	中合福島店・三春屋店・棒二森屋店 ・十字屋山形店・清水屋店・会津店
払戻申出期間	令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(月) (注)この期間内に申出がない場合、当該払戻手続から除外されますのでご注意ください。 払戻手続から除外…払戻を請求する権利を消滅させること	令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)
申出方法	・未使用商品券を下記店舗商品券カウンターまでご持参ください。 ・中合福島店 〒960-8501 福島県福島市栄町5番1号 ・サテライトショップ会津※ 〒965-0878 福島県会津若松市中町3番53号 ・やまき三春屋店 〒031-8533 青森県八戸市十三日町13番地 (店舗へのご持参が難しい方は問い合わせ先までご連絡ください。郵送対応をご案内いたします。)	・郵送対応とさせていただきます ホームページ及び電話お問合せ窓口にてご案内致します。
払戻方法	当額面の金額を現金にて払戻しとなります。 (郵送対応の場合はご指定の口座へのお振込対応となります。)	

※サテライトショップ会津につきましては営業終了の令和2年7月31日までの受付となります。

◎お問合せ先 株式会社中合 管理部

〒960-8501 福島県福島市栄町5番1号

TEL : 024-521-5151